

令和5年  
10月～

現在、消費税課税事業者でない方は特に注意が必要です!!

# インボイス制度の概要と 実務対応のポイント

受講料  
無料

～令和5年度インボイス制度導入・変わりゆく電子請求書のポイント～

令和5年10月から導入されるインボイス(適格請求書等保存方式)制度。このインボイス制度は複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことで、従来の区分記載請求書等(10%と8%に区分して記載した請求書等)に代えて、インボイス(税額票)である「適格 請求書等」の保存を仕入税額控除の適用要件とする制度です。この制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書や領収書への必要事項を記載するなどの対応が必要となります。そこで本セミナーでは、インボイス方式の概要から実務対応のポイントについて、分かりやすく解説します。



講師

中央税務会計事務所 所長

中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を運営。持ち前の人当りの良さを活かした経営相談を実施。税務に関するはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。

日時

令和4年 **7月15日** (金)  
14:00～16:30

場所

益田商工会議所 3階大会議室  
(益田市元町12-7)

(会場受講の方へ)

- 咳や発熱などの症状がある方は参加をお控え下さい。
- マスク着用での受講をお願いします。
- 会場への出入りの際は手指の消毒をお願いします。

※ご参加の際は新型コロナ感染防止対策にご協力下さい。



定員

**30名**(申込先着順)

申込方法

7月8日(金)までに下記申込書をご記入の上、FAX または 当所 HP 申込フォームよりお申込み下さい。

## 内 容

### ①適格請求書等保存法(インボイス制度)の概要

- インボイス制度とは
- 軽減税率制度の確認
- 適格請求書等保存方式の施行スケジュール

### ②適格請求書発行事業者登録制度

- どのような手続きが必要か?
- 登録は本当に必要か?
- 登録しないとどうなるのか?

### ③適格請求書発行事業者の義務

### ④適格請求書の記載事項

### ⑤免税事業者の対応



◀ こちらの QR コードからもお申込みいただけます。

令和4年 7.15 経営安定セミナー「インボイス制度の概要と実務対応のポイント」受講申込書

事業所名		業種	建設・製造・卸・小売・サービス・飲食・その他
所在地		TEL	
		FAX	
		e-mail	
受講者名			

FAX **0856-23-4343** 益田商工会議所 経営相談課  
[FAXは切らずにそのまま送信してください]

※ご記入いただきました情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供及び講習会参加者の実態調査・分析のためにのみ利用いたします。

問合せ  
申込先

益田商工会議所 経営相談課  
〒698-0033 益田市元町12-7

TEL

0856-22-0088

FAX

0856-23-4343

URL

<https://masudacci.jp/>

益田商工会議所

検索